

議案第128号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前3項</u>に定めるもののほか、市長は、<u>別表第4</u>に定める事務について同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>(公簿及び公文書の証明等の範囲)</p> <p>第3条 <u>別表第4</u>に定める事務に係る公簿及び公文書の諸証明又は写しの交付は、その請求に応じ得るもの又は公の閲覧に供しても支障がないものに限る。</p> <p>(手数料の徴収の時期等)</p> <p>第4条 手数料は、別表第1から<u>別表第4</u>までに定める事務を請求する際又は当該請求に係る書類の交付の際にこれを徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料の不徴収及び減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>別表第4</u>に定める手数料を徴収しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表第4</u>(第2条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>市長は、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく事務について別表第4に定める手数料をその申請する者から徴収する。</u></p> <p>5 <u>前各項</u>に定めるもののほか、市長は、<u>別表第5</u>に定める事務について同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>(公簿及び公文書の証明等の範囲)</p> <p>第3条 <u>別表第5</u>に定める事務に係る公簿及び公文書の諸証明又は写しの交付は、その請求に応じ得るもの又は公の閲覧に供しても支障がないものに限る。</p> <p>(手数料の徴収の時期等)</p> <p>第4条 手数料は、別表第1から<u>別表第5</u>までに定める事務を請求する際又は当該請求に係る書類の交付の際にこれを徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料の不徴収及び減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>別表第5</u>に定める手数料を徴収しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表第4</u>(第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>別表第5</u>(第2条関係)</p> <p>(略)</p>